

電磁的措置による建設工事の請負契約の締結に係るガイドライン

令和7年9月30日
国土交通省不動産・建設経済局建設業課

1. 概要

建設工事の請負契約の当事者は、当該契約の締結に際して、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第19条第1項により、同項各号に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならず、その内容を変更する際にも同条第2項により変更内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付することとされているところ、同条第3項により、所定の要件を満たす場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、同条第1項又は第2項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるもの（以下「電磁的措置」という。）を用いた契約の締結を行うことができることとされている。

電磁的措置を講じて締結する建設工事の請負契約（以下「電子契約」という。）に係る所定の要件については、建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第5条の5及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第13条の4から第13条の6までにおいて規定するところであるが、電子契約に係る規定の内容を明確化し、電子契約の普及に向けた環境を整備することで、契約当事者間の紛争を防止する等安全な電子商取引の実現を図るとともに、建設業全体の生産性を高め、もって建設業の健全な発達を促進する観点から、電子契約を行う場合の参考として、本ガイドラインを定めることとする。なお、「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン」（平成13年3月30日付け）は廃止する。

2. 契約の相手方による事前承諾について（令第5条の5、規則第13条の5、規則第13条の6関係）

電子契約に際しては、あらかじめ（A）電磁的措置の種類及び内容を示した上で、（B）書面又は電磁的方法による相手方の事前承諾を得る必要がある。

（A）講じる電磁的措置の種類及び内容（規則第13条の5関係）

- ① 建設工事の請負契約の締結に講じる電磁的措置の種類（規則第13条の5第1号）

規則第13条の4第1項に規定する措置のうち、いずれの措置を講じるかについて契約の相手方に示す必要がある。その際、サービスの名称も示すことが望ましい。

- ② ファイルへの記録の方式（規則第13条の5第2号）

契約当事者間でどのような方式で記録するのかを示す必要がある。具体的には、以下のような内容を示すことが望ましい。

- 1) 契約書の電子データの形式ⁱ

ⁱ PDF等のファイル形式が考えられる。

- 2) 契約書の電子データを使用する際のソフトウェアの形式やバージョンⁱⁱ
- 3) 契約書の電子データに付す電子署名又はタイムスタンプ（時刻認証業務の認定に関する規程（令和3年総務省告示第146号。以下「告示」という。）第2条第1項に規定するタイムスタンプをいう。以下同じ。）の形式（これらと同等の効力を有すると認められる方法を使用する場合にあっては、その方法の詳細）

(B) 事前承諾に際し利用することのできる方法（令第5条の5、規則第13条の6関係）

- ① 書面（令第5条の5第1項）
- ② コンピュータ・ネットワークを利用する措置（規則第13条の6第1項第1号）
同号に掲げる措置としては、例えば以下のようないいな措置が該当する。
 - 1) 第1号イ：電子メール
 - 2) 同号ロ：クラウドサービス
- ③ 電磁的記録媒体を利用する措置（同項第2号）
例えばコンパクトディスクが該当する。

3. 電磁的措置として講じることのできる措置について（規則第13条の4第1項関係）

規則第13条の4第1項第1号及び第2号に掲げる、電子契約に利用できる措置としては、例えば以下のようないいな措置が該当する。

- 1) 規則第13条の4第1項第1号イ：電子メール
- 2) 同号ロ：ファイル転送サービス、クラウドサービス（非対面）
- 3) 同号ハ：クラウドサービス（対面）
- 4) 同項第2号：コンパクトディスク

また、同項第1号ロ又はハに該当する措置を利用する際には、契約の相手方に契約事項等が記録されたことが通知されるシステムである必要がある（規則第13条の4第3項）。

4. 電磁的措置として講じることのできる措置の技術的基準について（規則第13条の4第2項関係）

電子契約において必要とされる技術的基準として、規則第13条の4第2項においては

- ・当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること（以下「見読性」という。）（同項第1号）
- ・ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること（以下「原本性」という。）（同項第2号）
- ・当該契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていること（以下「本人性」という。）（同項第3号）

の3要件を規定しており、具体的には以下のようないいな措置を講じる必要がある。

- ① 見読性（規則第13条の4第2項第1号関係）

ⁱⁱ 例えば「Adobe Acrobat Reader 9.0 以上で閲覧可能」といった提示が考えられる。

電子契約に係る法第19条第1項に掲げる事項又はその変更の内容（以下「契約事項等」という。）の電磁的記録それ自体はそのままでは認識できない。そのため、ディスプレイや書面等に速やかかつ整然と表示できるようにする必要がある。

あわせて、契約に係る記録を迅速に取り出すことができるよう、記録の適切な管理や検索機能の実装を行うことが望ましい。

また、電子契約を締結するにあたっては、契約に係る電磁的記録が契約当事者が所有する端末に直接保存されないこともあるため、必要に応じていつでも見読性が確保されるよう、契約が成立し次第当該契約書の電子データを自らの端末に保存する等の対応を行うことが望ましい。

②原本性（規則第13条の4第2項第2号関係）

建設工事の請負契約は、一般的に契約金額が大きく、契約期間も長期にわたる等の特徴を有しており、契約当事者間の紛争を防止する観点から、改ざんが行われていないかどうかについて確認できる契約書の存在が重要となる。この点、電子契約においては、特別の措置を講じていない場合、書面の場合と比べ改ざんの発見が困難である。

このため、電子契約を締結する場合には、i 契約事項等を記録した電磁的記録そのものに、安全性や実装性能が確認された暗号技術により当該記録を暗号化したもの（以下「暗号文」という。）及び暗号文を復号するために必要な公開鍵を添付して相手方に送信する、いわゆる公開鍵暗号方式による電子署名、ii タイムスタンプ又は並規則第13条の4第2項第2号の規定に照らしてこれらと同等の効力を有すると認められる方法を利用する必要がある。

公開鍵暗号方式の利用にあたっては、「③本人性の確保」の観点からも公開鍵基盤（PKI）を利用した方式を用いることが望ましい。

③本人性（規則第13条の4第2項第3号関係）

書面による契約においては、契約当事者の双方が対面の上で契約が締結されることが一般的であることから、契約を締結しようとする相手方が確かに契約の相手方本人であることの確認は容易である一方、電子契約においては、当該契約の当事者が対面することなく契約を締結することが想定されることから、特別の措置を講じていない場合、第三者が契約の相手方になりますし、真の契約の当事者が意図しない契約が締結されるおそれがある。

そのため、②に示す公開鍵暗号方式による電子署名を使用する場合は、当該公開鍵が間違いないく送付した者本人のものであることを示すことができるよう、特定認証業務（電子署名法第2条第3項に規定する業務をいう。）を行う事業者等の第三者機関が発行する電子証明書を添付して契約の相手方に送信することが望ましい。

＜電子署名の方式について＞

電子署名の方式としては、

- ・当該契約の当事者同士が自らの署名鍵等を用いて、第三者を介在させることなく当事者間の連絡のみにより契約を締結するいわゆる「当事者署名型（ローカル署名）」方式
 - ・当該契約の当事者同士が自らの署名鍵等を用いて、第三者の提供する契約サービスを介して契約を締結するいわゆる「当事者署名型（リモート署名）」方式
 - ・当該契約の当事者同士が、契約サービスを提供する第三者の署名鍵等を用いて、当該契約サービスを介して契約を締結するいわゆる「事業者署名型（立会人型）」方式
- が存在する。

「事業者署名型」については、これまで他のガイドラインⁱⁱⁱなどにおいて、当該サービスを利用する契約当事者自身の意思に基づいて電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）が付されていると認められるための要件等、当該サービスの利用に係る基本的な考え方方が示されている。

このような考え方を踏まえて、事業者署名型のサービスを利用する場合、当事者署名型の電子署名を用いる場合と異なり、契約当事者が自ら電磁的記録に電子署名を付与するわけではないことから、

- ・②については、「技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる」サービスを用いることによって、電子署名法上の要件を満たす必要があり、
- ・③については、当該電子署名が真の契約当事者により適切に付与されていることを証明する対応策として、2要素認証等を利用することが望ましい。

5. その他留意すべき事項

電子契約については電子署名法以外にも、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号）など関係法令が複数あることから、関係法令の適用を受ける場合その要件にも留意する必要がある。

また、電子契約を締結した際の施工体制台帳の取扱いについては「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドラインについて」（令和5年国不建第43号）において示しているとおりである。

附 則

本ガイドラインは、令和7年9月30日から施行する。ただし、本ガイドラインは、建設業を営

ⁱⁱⁱ 「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」（令和2年7月17日付け総務省・法務省・経済産業省。以下「第2条関係Q&A」という。）、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A（電子署名法第3条関係）」（令和2年9月4日付け総務省・法務省・経済産業省。以下「第3条関係Q&A」という。）

む者と電子契約に係るサービスを提供する事業者との間で、施行日以後に当該サービスの利用に係る契約が締結される契約について適用し、施行日前に当該サービスの利用に係る契約が締結された契約については、なお従前の例による。

以 上

【参照条文】

- 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）（抄）
（建設工事の請負契約の内容）

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～十六 （略）

2 （略）

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

（帳簿の備付け等）

第四十条の三 建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その営業に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、かつ、当該帳簿及びその営業に関する図書で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

- 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）（抄）
（建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法）

第五条の五 建設工事の請負契約の当事者は、法第十九条第三項の規定により同項に規定する国土交通省令で定める措置（以下この条において「電磁的措置」という。）を講じようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該契約の相手方に対し、その講じる電磁的措置の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「電磁的方法」という。）による承諾を得なければならない。

2 （略）

- 建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）（抄）
（建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十三条の四 法第十九条第三項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する措置のうち次に掲げるもの

イ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて法第十九条第一項に掲げる事項又は請負契約の内容で同項に掲げる事項に該当するものの変更の内容（以下「契約事項等」という。）を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら当該契約の相手方の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録する措置

- ロ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された契約事項等を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられた当該契約の相手方の受信者ファイルに当該契約事項等を記録する措置
 - ハ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された契約事項等を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供する措置
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに契約事項等を記録したものを作成する措置
- 2 前項各号に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。
- 一 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
 - 二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。
 - 三 当該契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていること。
- 3 第一項各号に掲げる措置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 第一項第一号ロに掲げる措置にあつては、契約事項等を建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を当該契約の相手方に対し通知するものであること。ただし、当該契約の相手方が当該契約事項等を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。
 - 二 第一項第一号ハに掲げる措置にあつては、契約事項等を建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を当該契約の相手方に対し通知するものであること。ただし、当該契約の相手方が当該契約事項等を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。
- 4 (略)

(建設工事の請負契約に係る電磁的方法の種類及び内容)

第十三条の五 令第五条の五第一項の規定により示すべき措置の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項に規定する措置のうち建設工事の請負契約の当事者が講じるもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第十三条の六 令第五条の五第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 建設工事の請負契約の相手方の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に令第五条の五第一項の承諾又は同条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧

に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、建設工事の請負契約の当事者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 (略)

(帳簿の記載事項等)

第二十六条 法第四十条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四 (略)

2～4 (略)

5 法第四十条の三の国土交通省令で定める図書は、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（作成建設業者を除く。）にあつては第一号及び第二号に掲げるもの又はその写し、作成建設業者にあつては第一号から第三号までに掲げるもの又はその写しとする。

一 建設工事の施工上の必要に応じて作成し、又は発注者から受領した完成図（建設工事の目的物の完成時の状況を表した図をいう。）

二 建設工事の施工上の必要に応じて作成した工事内容に関する発注者との打合せ記録（請負契約の当事者が相互に交付したものに限る。）

三 施工体系図

6 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十条の三に規定する帳簿への記載に代えることができる。

7 第二項各号に掲げる書類がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて同項各号に規定する添付書類に代えることができる。

8 第五項各号に掲げる図書が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて同項各号の図書に代えることができる。

(帳簿及び図書の保存期間)

第二十八条 法第四十条の三に規定する帳簿（第二十六条第六項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）及び第二十六条第二項の規定により添付された書類の保存期間は、請け負った建設工事ごとに、当該建設工事の目的物の引渡しをしたとき（当該建設工事について注文者と締結した請負契約に基づく債権債務が消滅した場合にあつては、当該債権債務の消滅したとき）から五年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては、十年間）とする。

2 第二十六条第五項に規定する図書（同条第八項の規定による記録が行われた同項のファイル

又は電磁的記録媒体を含む。) の保存期間は、請け負つた建設工事ごとに、当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから十年間とする。

○ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）（抄）
(定義)

第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。
- 2 この法律において「認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者（以下「利用者」という。）その他の者の求めに応じ、当該利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明する業務をいう。
- 3 この法律において「特定認証業務」とは、電子署名のうち、その方式に応じて本人だけができるものとして主務省令で定める基準に適合するものについて行われる認証業務をいう。

(認定)

第四条 特定認証業務を行おうとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。

2・3 (略)